

福岡県公報

令和元年八月六日
第二十七号
増刊
①

目次

選挙管理委員会（第三十二号）

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

（市町村支援課）……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年八月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市（中央区）の表中

福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神一・三・四六
福岡通信病院	〃 〃 薬院二丁目六番一―号
広瀬病院	〃 〃 渡辺通一・一二・一一

を

福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神一・三・四六
広瀬病院	〃 〃 渡辺通一・一二・一一

に、

介護老人保健施設レ・ハビリス桜十字

〃 〃 渡辺通三・五・一一

を

介護老人保健施設レ・ハビリス桜十字

〃 〃 渡辺通三・五・一一

に改める。

福岡中央病院

〃 〃 薬院二・六・一一

に改める。

一 病院 北九州市（八幡東区）の表中

医療法人ふらて会西野病院

〃 〃 山路松尾町一三・二七

を

西野病院

〃 〃 山路松尾町一三・二七

に改める。

北九州八幡東病院介護医療院

〃 〃 西本町二・一・一七

一 病院 嘉麻市の表中

鎌田病院

〃 〃 中益四二〇・一

を

鎌田病院

〃 〃 中益四二〇・一

に改める。

社会保険稲築病院介護医療院いなつき

〃 〃 口春七四四・一